

令和4年4月から愛知県下全労働基準協会の会員企業さんのご活用が可能となりました

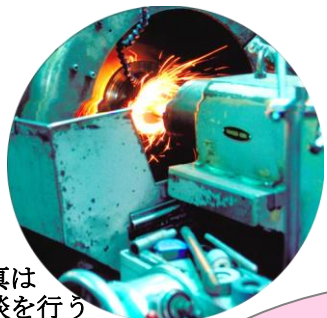
労働の **トラブル・ご相談・ご質問は 迷わず**

# 企業の労働110番！

**(052)961-7110** までお電話を

企業 労働 何でも 110番

お電話・メール・ファックス・ご来局  
**無料相談**



社員が工場に  
出勤途中  
交通事故に  
あい入院。  
労災保険の  
手続は？



企業ご担当者の専用労働相談  
ダイヤルのため、労働者の立場  
でのご相談はできません

トラブルメーカーの  
社員を解雇したい。  
どうしたらできるの？

写真は  
相談を行う  
社会保険労務士  
本人です



ドライバーがうつ病に。  
どうすればいいの？  
休ませて良いの？



法律が変わる  
そうだがどんな内容？  
どうすればいいの？



労働基準監督署から  
残業手当未払いの  
指導を受けた。  
どうすれば良いの？



シフトの設定。  
この方法で良いの？  
残業手当の支払い。  
これで良いの？



接客の悪い  
パート店員を  
雇止めしたら  
合同労組から  
団体交渉  
の申し入れが。  
どうすれば  
良いの？



ゼネコンさんから  
リスクアセスメントの  
実施を求められた。  
それ何？

**労働問題なら**

- **何でも** 民事問題を含めた幅広いご相談が可能です
- **何時でも** 月～金 8:30～17:30(祝日等は除く)
- **何度でも** 労働基準協会会員企業さんは解決まで何度でも。未入会企業さんも初回ご来局に限り無料でご相談が可能です
- **企業の立場で** 秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策をアドバイス。労働者の立場でのご相談はできません
- **社会保険労務士等専門家が** 他 行政OB・産業カウンセラー等企業の支援活動を行なう労働の専門家です

**ご相談に応じます 愛知県下各労働基準協会 企業の労働110番 労働相談室**

実施：愛知・名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

# 無料労働相談ご案内

行政から法違反に関する指導を受けた、労使紛争が発生した等の労働トラブルが増加しております。

労働関係法は100近くあり、これを全て理解しその義務を守ることは、一企業にとって極めて困難で、専門家の助言が不可欠です。

愛知県下各労働基準協会では、令和4年4月より一般社団法人 名北労働基準協会事務局内に「企業の労働110番労働相談室」を設置し、社会保険労務士16名等の専門相談員が、愛知県下全域の労働基準協会の会員企業さまへの、**無料労働相談**を行います。

法令を遵守し、労働トラブルを防ぎ、円滑な労務・安全衛生管理を行い、労使一体となり企業を繁栄させるため、ぜひともご利用ください。

## 企業の労働110番労働相談室

名称:企業の労働110番 労働相談室

設置場所:一般社団法人 名北労働基準協会 内  
名古屋市中区清水1-13-1

相談方法:電話・来局・ファックス・メールでの相談

相談先:専用相談ダイヤル(052)-961-7110

FAX(052)961-9635

E-mail [roudou110@meihokurouki.or.jp](mailto:roudou110@meihokurouki.or.jp)

相談対象:愛知県下の労働基準協会会員企業

※労働基準協会に未入会企業さんも、初回1回のみ上記の名北労働基準協会にご来局いただい場合に限り、無料でご相談が可能です。

※企業ご担当者の専用相談室のため、労働者の立場でのご相談はできません。

相談時間:午前8時30分～午後5時30分 土日祝日等除く

相談対応:行政OB、社会保険労務士等の名北労働基準協会等の役職員が相談を行います。

秘密厳守:相談を行う相談員を除き、相談企業名、相談内容の情報は、労働基準協会の役職員も含め、外部には一切秘密とします。企業の立場で親身に相談を行います。安心してご相談ください。

## 相談体制

公益社団法人 愛知労働基準協会の1名を除き、全員が名北労働基準協会の常勤・非常勤の役職員です。

行政OB(元愛知労働局総務部適用・事務組合課長)1名

特定社会保険労務士(紛争解決手続代理業務資格保有社会保険労務士)7名、社会保険労務士9名、作業環境測定士1名、公認心理師1名  
産業カウンセラー2名、キャリアコンサルタント2名、RSTトレーナー(現場監督者安全衛生教育トレーナー)4名

### 主な相談員



<p><b>墨華代</b> 上席労働相談室長。開業特定社会保険労務士。元愛知県社会保険労務士会副会長。経験豊富な労働相談のスペシャリスト。</p>	<p><b>藤原 朋子</b> 労働相談室長。開業社会保険労務士。非正規労働者待遇差解消等の労務管理の幅広い相談・講演活動を実施。</p>	<p><b>市之瀬 高司</b> 副会長・専務理事。特定社会保険労務士。RSTトレーナー。労働時間・労使紛争対策等幅広い相談・講演活動を実施。</p>	<p><b>塩谷 欽一</b> 公益社団法人 愛知労働基準協会事務局長代理。元名古屋東労働基準監督署長。中央労働災害防止協会の安全衛生相談を実施。</p>	<p><b>森 一美</b> 労働保険部特別顧問。元愛知労働局総務部適用・事務組合課長。労働基準行政40有余年の実績を基に、幅広い講演・相談を行う。</p>	<p><b>船岡 和彦</b> 労働相談室専門相談員。開業社会保険労務士。就業規則改定、退職金制度設定等の幅広い相談・講演活動を実施。</p>	<p><b>加藤 正人</b> 労働相談室専門相談員。開業特定社会保険労務士。派遣労働者の労務管理、就業規則改定等幅広い相談活動を実施。</p>	<p><b>加藤 豊</b> 社会保険労務士法人 愛知労働管理コンサルティング所長。特定社会保険労務士。元名古屋東労働局専務理事、元大手電機メーカー労務責任者</p>	<p><b>福田 博司</b> 労働保険部適用推進室長。流通業責任者、年金事務所適用推進担当を経て、現在は労働・社会保険の加入促進指導を行う。</p>	<p><b>杉山 正義</b> 企業内コンプライアンス教育推進室長。作業環境測定士。30有余年多くの企業に訪問し、職場の作業環境測定や改善の提案を行う。</p>
---	---	---	---	--	---	--	---	---	--

行政・民間企業出身の協会専務理事が、各分野の専門家として、必要に応じ相談を行う上記の相談員に助言を行います。

### 主な上席アドバイザー



<p><b>水谷 隆宏</b> 名古屋西協会専務理事。元名古屋北、名古屋西、半田労働基準監督署長。元愛知労働局労働安全衛生課特別司法監督官</p>	<p><b>祖父江 孝治</b> 岡崎労働基準協会専務理事。元半田、元一宮、津島労働基準監督署長、元愛知労働局監督課統括特別司法監督官</p>	<p><b>榎田 敏也</b> 半田協会専務理事。元半田、元大山公共職業安定所長。役降り後、愛知労働局職業安定課で人材育成に寄与。</p>	<p><b>山脇 薫</b> 豊田協会専務理事。元名古屋南労働基準監督署長。元愛知労働局指導課長。</p>	<p><b>深田 晃平</b> 瀬戸協会専務理事。元大手機器メーカー総務責任者、RSTトレーナー、ボイカター人事・労務認定資格保有者</p>	<p><b>澤田 真也</b> 江南協会専務理事。元名古屋東労働基準監督署長。元愛知労働局監督課主任労働基準監察監督官</p>
---	---	---	---	--	---

## 企業のお声



社名、内容はお伝えできませんが、民事上も含めて様々な相談に電話で対応して頂いています。社内でのご相談に加えて、協会からいただく的確なアドバイスは、適正な労務・安全衛生管理に役立っています。

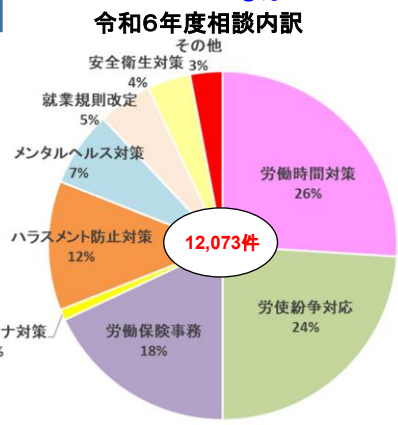


社名、内容はお話しできませんが、安全衛生、労働災害防止の質問は、すぐに協会の企業の労働110番にご相談しています。また、協力会社の労災・雇用保険の手続方法も、大変わかりやすくご指導いただいております。

労務・安全衛生管理の判断誤りは企業を揺るがす大事件となることも



地方裁判所の労働審判の裁判



上記相談は名北協会が単独で実施したものです。(一部他地区会員企業を含む)

### 相談事例

ケース	相談内容
労働時間管理	売上が横ばいなのに時間外労働が増加している。何か良い対策はないのか？労働時間が長いのは特定の社員に限られる。
労使紛争対策	服務規定に度々違反する社員を厳しく指導したら、「パワハラ」だと訴え、加害者の解雇と損害賠償を要求。どうすれば良いの？
労災保険請求	脳出血で亡くなった社員の遺族から、「労災請求したい」との申し出が。どうすれば良いの？時間外労働は1ヵ月40時間程度である。

